

国内旅行傷害保険にご加入の皆様へ

重要事項説明書

「1日保険シリーズ」は国内旅行傷害保険のペットネームです。この書面では、国内旅行傷害保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。なお、この保険は「国内旅行中に生じた事故によるケガの治療や死亡」等を補償する保険です。ご意向に合致していることを確認したうえで、お申し込みくださいますようお願いいたします。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

また、ご加入者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者（補償の対象となる方）の方に必ずご説明ください。

I 契約概要のご説明

保険商品の内容をご理解いただくために特に重要な事項を記載したものです。

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

① 基本となる補償

この保険は、国内旅行中に生じた事故によるケガの治療や死亡等を補償する保険です。

傷害保険普通保険約款 + 国内旅行傷害保険特約 + その他各種特約^(注)

(注) 各種特約については、「(3)主な特約の概要」をご参照ください。

② 保険契約者

楽天グループ株式会社

③ 加入対象者

- 日本国内に在住し、ご加入時点で満 18 才以上かつ個人の方
※ 日本から本サイトにアクセスしている場合に限りです。
- 楽天会員の方

④ 被保険者（補償の対象となる方）

- 加入申込画面にて、被保険者として入力された方
- 保険始期日時点で満 69 才以下の方

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

国内旅行行程中^(注)に「急激かつ偶然な外来の事故」により、被保険者がケガ等をされた場合に保険金をお支払いします。

(注) 日本国内において旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでをいいます。

② お支払いする保険金/保険金をお支払いできない主な場合

詳しくは、普通保険約款および特約をご参照ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ● 自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるケガ ● 無免許運転、酒気帯び運転によるケガ ● 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、流産、外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ● 地震、噴火またはこれらによる津波を原因とするケガ ● 戦争、内乱、暴動などによるケガ^(注1) ● 「補償の対象とならない運動」を行なっている間に生じたケガ ● 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど
後遺障害 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合	
入院 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合	
手術 保険金	国内旅行行程中の事故によるケガの治療のために、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合	
救援者 費用等 保険金	国内旅行行程中に ① 被保険者が搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合 ② 事故によって緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察などにより確認された場合 ③ 事故によるケガのため、事故発生日からその日を含めて 180 日以内に死亡または継続して 14 日以上入院された場合	
賠償責任 保険金	国内旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者または被保険者（補償の対象となる方）の故意による損害賠償責任 ● 地震、噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ● 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任^(注1) ● 職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ● 同居の親族に対する損害賠償責任 ● 受託品に関する損害賠償責任 など

(注1) 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が付帯されているため、テロ行為は除きます。

補償の対象とならない運動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 山岳登山^(注2)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(注3) 操縦^(注4)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(注5) 搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動 ■ 競技目的で自動車等^(注6)、モーターボート^(注7)、ゴーカート、スノーモービル等の運転
--------------	--

(注2) ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを除きます。

(注3) グライダーおよび飛行船を除きます。

(注4) 職務として操縦する場合を除きます。

(注5) モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

(注6) 自動車または原動機付自転車をいいます。

(注7) 水上オートバイを含みます。

(3) 主な特約の概要

特約には自動セット特約と任意セット特約の2種類があります。

① 自動セット特約

(ご加入時のお申し出にかかわらず、自動的にセットされる特約)

- 国内旅行傷害保険追加特約
- 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約
- 救援者費用等補償特約
- 賠償責任危険補償特約
- 賠償事故解決に関する特約（国内旅行傷害保険特約用）
- ゴルフ・カートによる賠償責任補償特約（国内旅行傷害保険特約用）
- 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）
- 戦争危険等免責に関する一部修正特約

② 任意セット特約

(ご加入時にお申し出いただき、楽天損保が引き受ける場合にセットされる特約)

この保険では、任意セット特約はありません。

(4) 保険期間（保険のご加入期間）

保険期間	旅行期間に合わせて設定してください。
補償の開始	保険期間の初日の午前 0 時。ただし、保険期間開始後であっても旅行行程開始前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。なお、保険期間の初日にご加入された場合、ご加入前またはご自宅を出発する前に発生した事故によるケガ・損害等に対しては、保険金をお支払いできません。
補償の終了	保険期間の末日の午後 12 時。ただし、保険期間の途中であっても、旅行行程が終了した後に発生した事故によるケガ等に対しては、保険金をお支払いできません。
保険期間の延長	保険期間の延長は行えません。ただし、次の場合には、正常な旅行行程につくことができるまでに要した時間で、かつ、その事由により到着が通常遅延すると認められる時間（③～⑥の場合は最大 48 時間）で自動的に延長されます。 ① 被保険者が乗客として搭乗している交通機関 ^(注1) または被保険者が入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束 ② 被保険者が誘拐されたこと。

	<p>③ 被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関^(注1)のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航・運休</p> <p>④ 交通機関^(注1)の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能</p> <p>⑤ 被保険者が治療を受けたこと。</p> <p>⑥ 被保険者の同行家族^(注2)または同行予約者^(注3)が入院したこと。</p>
--	---

(注1) 航空機、船舶、車両等の交通機関をいいます。

(注2) 被保険者と旅行行程を同一にする、被保険者の配偶者、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする同居の親族、または、被保険者もしくは配偶者と生計を共にする 別居の未婚（これまでに婚姻歴がないことをいいます。）の子をいいます。

(注3) 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した者で被保険者に同行している者をいいます。

(5) 引受条件（保険金額等）

この保険では、あらかじめ定められた保険金額等にご加入いただけます。保険金額等は、加入申込画面等をご確認ください。なお、保険金額の設定にあたっては、次の a～c にご注意ください。

- a. お客様が実際にご契約する保険金額については、加入申込画面の保険金額欄をご確認ください。
- b. 各保険金額・日額は、引受けの限度額があります。保険金額・日額は、被保険者の年令・年収などに照らして適正な額となるようご注意ください。
- c. 次に該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額の上限額は、他の保険契約等と合算して、被保険者1名につき、1,000 万円ですのでご注意ください。

●ご加入者と被保険者が異なる場合、被保険者の年令が保険期間開始時点で満 15 才未満の場合

2. 保険料および保険料の払込方法

保険料は保険金額・保険期間により決定されます。お客様が実際にご加入する保険料については、加入申込画面の保険料欄をご確認ください。保険料の払込方法は、楽天損保の指定するクレジットカードによるクレジットカード一括払に限りです。

なお、保険料払込みには楽天ポイントを利用することができます。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

4. 解約時の返れい金の有無

ご加入を解約される場合は、「マイページ」からお手続きいただくか、取扱代理店または楽天損保にすみやかに申し出てください。なお、解約に際しては、既に経過した保険期間に対する保険料と既に払込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還させていただく場合があります。詳しくは取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

II 注意喚起情報のご説明

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。

1. 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務

ご加入者および被保険者には「告知義務」があり、取扱代理店には「告知受領権」があります。告知義務とは、ご加入時に「告知事項」について、事実を正確にお知らせいただく義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として楽天損保が告知を求めるもので、加入申込画面のうち「告知事項」と表示されている項目のことです。この項目が事実と異なる場合、または事実を入力しなかった場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込画面への入力内容を必ずご確認ください。

■告知事項

被保険者に、同種の危険を補償する他の保険契約等^(注1)があり、この保険契約の死亡・後遺障害保険金額および入院保険金日額と合算して次の範囲内にある。

死亡・後遺障害保険金額：5,000万^(注2)

入院保険金日額：15,000円

(注1) 傷害保険・傷害疾病保険・共済保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。クレジットカード付帯の旅行保険は、「他の保険契約等」には含まれません。

(注2) ご加入者と被保険者が異なる場合、または、被保険者が15才未満の場合は、1,000万円を上限とします。

(2) 通知義務

この保険には通知義務に該当する事項はありませんが、ご加入者の住所を変更した場合は、取扱代理店または楽天損保にご連絡ください。

2. その他の確認事項

日本国外に在住している、または日本国外からアクセスしている方はこの保険にご加入できません。

3. 解約時の返れい金

ご加入を解約される場合は、「マイページ」からお手続きいただくか、取扱代理店または楽天損保にすみやかに申し出ください。なお、解約に際しては、既に経過した保険期間に対する保険料と既に払込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただく場合があります。また、返還される保険料があっても、多くの場合は払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

4. 死亡保険金受取人

死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

5. 被保険者からの解除

被保険者からのお申し出により、その被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

6. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、楽天損保との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付およびご加入の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店との間で有効に成

立したご加入は、楽天損保と直接ご加入されたものとなります。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、解約返れい金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金、解約返れい金の80%（ただし、破綻後3か月以内に発生した保険事故による保険金は100%）までが補償されます。

8. 個人情報の取扱い

(1) この保険契約に関するお客様の情報を、適切な契約のお引受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供のほか、次の目的のために業務上必要な範囲内で利用いたします。

- ① 楽天損保の商品の販売・サービスの提供、保険契約の管理
- ② 楽天損保の提携先企業の商品・サービスに関する情報の案内

(2) 楽天損保は、「個人情報の保護に関する法律」その他法令等で認められた範囲内で、この保険契約に関するお客様の情報を第三者に提供することがあります。

(3) 次の①から④までの取扱いに限定して、楽天損保はこの保険契約に関するお客様の情報を第三者および業務委託先に提供することがありますので、ご同意のうえお申し込みください。なお、ご同意いただけない場合は、この保険契約をお引き受けすることはできません。

- ① 前記(1)において、楽天損保の提携先企業への提供
 - ② 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、再保険会社への提供
 - ③ 保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、次に掲げるとおり損害保険会社等の間での確認・共用
 - この保険契約に関する事項について一般社団法人日本損害保険協会に登録し、損害保険会社等の間で共有いたします。
 - 事故発生の際、この保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認いたします。
- ※ 詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

- ④ 利用目的の達成に必要な範囲内において、楽天損保の代理店を含む業務委託先への提供

(4) ご契約のお引受けや管理、保険金支払いのご案内等のために、お客様の連絡先へ SMS（ショートメッセージサービス）にて、ご連絡（配信）することがあります。

(5) 楽天損保の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス等につきましては、楽天損保ホームページ(<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

9. クーリングオフ（契約申込みの撤回等）

この保険は、ご加入のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

10. 補償の重複に関するご注意

この保険の加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ご加入いただく傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や楽天損保以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご加入ください。^(注)

(注) 1 契約のみに補償をセットした場合、ご契約を解約した時や、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になった時などは、補償がなくなることがあります。ご注意ください。

■補償が重複する可能性のある補償内容

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約例
賠償責任危険補償特約	自動車保険、火災保険、傷害保険等の個人賠償責任危険補償特約

その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由による解除

この保険では、次のいずれかに該当する事由等がある場合には、ご加入を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

- ① ご加入者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的で事故を起こした場合
 - ② 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
 - ③ ご加入者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ④ 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- など

2. 保険契約の無効

ご加入の際、次の事実がある場合は、加入は無効となりますのでご注意ください。

- ① ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② ご加入者以外の方を被保険者とする保険契約について、法定相続人以外の方を死亡保険金受取人に定める場合に被保険者の同意を得なかったとき

3. 事故が起こった場合

(1) 事故の通知

この保険で補償される事故が生じた場合には、すみやかに楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル（0120-610-306）または取扱代理店に事故の内容および保険証券番号等をご連絡ください。事故発生日から 30 日以内にご連絡がないと、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、特にご注意ください。

(2) 楽天損保にご相談いただきたいこと

賠償責任を補償する特約をご加入の場合、法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に楽天損保へご相談ください。なお、あらかじめ楽天損保の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますので、ご注意ください。

賠償責任危険補償特約をセットした場合、日本国内において発生した同特約のお支払い対象となる事故については、楽天損保が示談交渉をお引受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんので、ご注意ください。

- ① 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ② 被保険者が正当な理由なく楽天損保への協力を拒んだ場合
 - ③ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- など

(3) 保険金の請求

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、【別表】に記載された書類などをご提出いただく場合があります。なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

(4) 代理請求人制度

この保険には、高度障害状態等の事情により被保険者が保険金を請求できない場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるその被保険者の代理人がないときに、その被保険者と同居する配偶者の方等がその事情を示す書類をもってその旨を楽天損保に申し出て、楽天損保の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができる代理請求人制度があります。

万が一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただきますようお願いいたします。

楽天損保への保険に関するお問い合わせ・ご相談・ご要望は

お客様相談センター

0120-115-603

- 受付時間：平日午前9時～午後5時（年末年始は除きます。）
- 携帯電話からもご利用になれます。
- 一部のお手続きは、当社の委託先が承ります。

楽天損保との間で問題を解決できない場合には

（指定紛争解決機関）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

楽天損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。楽天損保との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

0570-022808（有料）

- 受付時間：平日午前9時15分～午後5時
（土日・祝日および12/30～1/4は除きます。）

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

- ・携帯電話からも利用できます。電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- ・おかけ間違いにご注意ください。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。<https://www.sonpo.or.jp/>

事故の受付は

「楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル」または「取扱代理店」へ

楽天保険の総合窓口あんしんダイヤル

0120-610-306

○受付時間：24時間・365日

○携帯電話からもご利用になれます。

【別表】保険金のご請求にあたって、ご提出いただく場合がある書類

ご提出いただく書類	書類の例
①事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類	交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明など
②被保険者または保険の対象であることを確認するための書類	住民票、戸籍謄本、健康保険証（写）など
③傷害または疾病の程度を証明する書類	診断書、レントゲン写真、MRI・CT画像など
④楽天損保が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など
⑤公の機関や関係先への調査のために必要な書類	個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書など

被保険者（保険の補償を受けられる方）がご加入者ではない場合には、その方にもこの書面に記載した内容をお伝えください。

ご加入内容の確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、お客様が今回ご加入される保険商品がお客様のご意向に沿った内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しく加入確認画面にて記入または選択いただいていることを確認させていただくものです。

ご不明な点は、取扱代理店または楽天損保までお問い合わせください。

(1) ご案内の商品は、国内旅行中に生じた事故によるケガの治療や死亡等を補償する保険です。ご案内の商品内容がお客様のご意向に沿う場合は、ご案内をもとにご検討ください。

(2) 加入申込画面に正しい内容を入力または選択したことをご確認ください。特に次の項目につきましては、重要な事項となります。記載内容に誤りがある場合は募集人にお申し出ください。

① 被保険者（氏名・生年月日）

② 告知事項の回答

(3) 次の項目がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご意向に沿わない場合は募集人にお問い合わせください。

① 加入する商品

② 補償内容（保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない場合）

③ セットされる特約およびその内容

④ 保険金額

- ⑤ 保険期間（ご加入期間）
- ⑥ 保険料
- ⑦ 保険料払込方法

(4) 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認ください。

(5) ご加入いただく内容が、(1)のお客様のご意向に沿った商品内容になっていることを再度ご確認ください。

(6) 上記(1)から(5)の各項目についてご確認いただき、お客様のご意向に沿った内容であることをご確認のうえ、ご加入ください。

※ご案内の商品によっては、上記(2)ならびに(3)の項目に該当する欄がない場合があります。その場合、該当欄がない項目についてのご確認は不要となります。

C23-03-028